



# きらら保育園入園のしおり

(事業所内保育所)

## きらら保育園保育理念

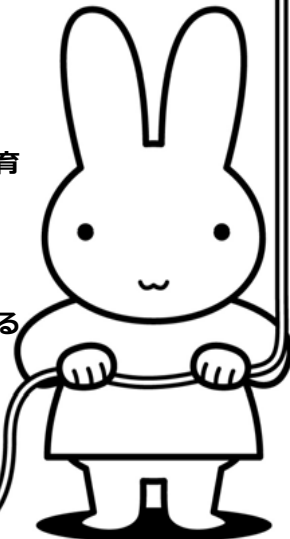
- ◎「全ての子どもを我が子！」のように、深い愛情をもってあたります。
- ◎「子どもの能力は無限大！」個々の能力を引き出し、伸ばせるようにします。
- ◎「国際的にも活躍！」出来るように、幼児期からの英語教育を大切にします。

### 【基本方針】

- \* 徹底的に家庭をサポートします。
- \* 徹底的に子どもの育ちをサポートします。

## 保育目標

- ◎意欲をもって考え、主体性を育てる。
- ◎健康で元気な子供を育てる。
- ◎誰とでもしっかり挨拶出来る子どもを育てる。
- ◎やさしい思いやりのある心を育てる。
- ◎自分の考えや気持ちを素直に表現できる子どもを育てる



## ところ

秋田県秋田市大町2丁目5-1  
株式会社きららホールディングス  
きらら保育園かんと通り  
TEL (018) 895-7267  
FAX (018) 895-7268

## きらら保育園の特徴

- ☆ **きらら内で習いごとが出来ます！**  
ピアノ・ヴァイオリン・そろばん・習字（希望者のみ有料）
- ☆ **施設内に大ホールがあり、のびのびと身体が動かせます。**
- ☆ **英語になじむため、外部の英語指導資格者を招いて、定期的に英語教室を開催します。（月1回程度）**
- ☆ **食物アレルギーでも大丈夫！完全給食。**  
栄養士が献立を作成しております。
- ☆ **保育の基本は大人や子ども同士のかかわりとし、おじいちゃんおばあちゃんや、学童クラブとの交流も大切にします。**
- ☆ **表現活動（感触遊び・描画・うた・ごっこ・話・聞くなど）を大切にしています**
- ☆ **衛生管理をしっかりとしています！**  
手洗いうがいの習慣づけ。  
園内・玩具の清掃・消毒を徹底しています。



## 保育の内容

赤ちゃんの時から一人ひとりを大切に、基本的信頼感を育みます。そして身近な大人や友だちと遊びや活動を通じた実体験と豊かな生活の中で、人間として「生きる力」 《自分を大切にする力・意欲的に生活し遊ぶ力・自分を豊かに表現する力・自律する(自分をコントロールする)力・人と関わる力》を培う保育を行います。

### 健康でたくましいからだづくり

☆歩く、走る、登る、跳ぶ、ぶら下がるなど乳幼児期に体験しておきたい基本的な動きを経験し、自らのものにしていきます。

(園外保育、リズム運動、ホール遊び、遊具など)

☆家庭との連携を大切に、子どもの生活を24時間まるごととらえ、保育園での午睡を行い、家庭での早寝・早起きを助け、規則正しい生活リズムの確立を促します。

### 豊かな戸外遊びを

☆外気のもとで土や水と戯れ、自然に触れて、四季の移り変わりを身体全体で感じながら、豊かな感性と五感の働きを育てます。

### 手指を動かす活動と豊かな表現活動

(身体表現・描画・造形・うた・ことば・絵本)

☆子どもの成長にとって、身体を動かしたり人とかかわったりするほかに、手指をしっかりと使い自ら主体的に働きかけていく環境も大切にしていきます。



☆乳幼児期それぞれの年齢や発達段階にふさわしい身体表現や描画、製作に取り組み、うたやことば遊び、絵本にも親しんで、多様な表現に出会い、楽しみ、感性を育てていきます。

### 食べることを大切に

☆食べることは、子どもの健康な成長発達のためには欠かせないものです。単におなかを満たし栄養を取るといった考えではなく、旬の食材や素材を生かした味付けや食の文化をしっかりと感じられるような料理の工夫をしています。



栽培や食育にも取り組み、作って食べることの楽しさを体験し、食に関する興味関心を育てています。

### 子育てと子育ての輪づくり

☆子どもが育つためには、多様な人間のかかわりが必要です。きらら保育園では遊びや活動で達成感を実感し、施設内のおじいちゃん・おばあちゃんや学童クラブのお兄さん・お姉さん達との交流も含め、社会性を身につけていきます。



# 保育園の生活

## 保育時間

☆午前7:00～午後6:00

☆延長保育 午後6:00～9:00



## 保育園の1日

乳児		1・2歳児	
授乳(随時)			
AM	7:00 随時当園 S 視診・検温 手あそび	AM	7:00 随時当園 S 自由遊び
	9:30 おやつ(中期～) S 読み聞かせ お昼寝(随時)		9:30 おやつ S 自由遊び 散歩、かけっこ (八橋降園、千秋公園等) お絵かき、制作活動
	11:00 離乳食 S お昼寝(随時) 視診・検温 お話ししよう はいはい のびのび		11:00 昼食 S
PM	15:00 おやつ S	PM	12:30 お昼寝 S
	随時降園		15:00 おやつ S 自由遊び
	18:00 延長保育 S		随時降園
			18:00 延長保育 S

☆各クラスの取り組みが午前9:30から始まります。

☆お休みの場合、ご家庭の都合で遅くなる場合は9:00までに連絡してください。

☆月極契約のご利用日数の上限は、月27日となります。



## 年間行事

月	保育園行事
4月	進級式
5月	内科検診 芋苗植え
6月	歯科検診 個人面談
7月	七夕 夏祭り
8月	竿燈 お泊り保育（5歳児）
9月	ぶどう狩り
10月	運動会 芋ほり 内科検診 ハロウィン
11月	親子面談 だいこんほり
12月	保育参観・クリスマス発表会 もちつき
1月	鏡開き
2月	節分
3月	ひなまつり 卒園式



- ・お誕生会・避難訓練
- ・英語教室・食育の日が毎月あります。

日程は園だよりでお知らせします。

- \* 個人面談は年間1回～2回程度行います。



# 入園時提出書類・入園までの準備

## 入園時提出書類

書類名	提出期限
家庭状況等調査票	入園2日前まで
健康保険証（コピー）	
福祉医療費受給者証-マル福-（コピー）	
保育料預金口座振替依頼書	
入園前の検診結果	
給食情報	
登園予定表	
個人写真取扱誓約書・同意書	入園当日
児童票	

## 持ち物（月極）

	0歳児	1歳児	2歳以上
毎日持って来るもの	（離乳食が始まったら） <input type="checkbox"/> 食事用エプロン <input type="checkbox"/> マグ	<input type="checkbox"/> 食事用エプロン <input type="checkbox"/> 水筒・マグ <input type="checkbox"/> 歯ブラシ・コップ	<input type="checkbox"/> 水筒 <input type="checkbox"/> 歯ブラシ・コップ <input type="checkbox"/> お箸セット スプーン フォーク 箸 <input type="checkbox"/> エプロン （食事に必要な場合）
園に置いておき、都度確認して補充してもらうもの	<input type="checkbox"/> 哺乳ビン <input type="checkbox"/> 乳首 <input type="checkbox"/> おしりふき <input type="checkbox"/> 着替え 下着 洋服（2～3枚） 靴下 <input type="checkbox"/> ガーゼハンカチ	<input type="checkbox"/> オムツ・紙パンツ <input type="checkbox"/> おしりふき <input type="checkbox"/> 着替え 下着 洋服（2～3枚） 靴下	<input type="checkbox"/> 紙パンツ <input type="checkbox"/> おしりふき （上記は必要な場合） <input type="checkbox"/> 着替え 下着 洋服（2～3枚） 靴下
園に置いておき、休みの前に持ち帰り洗濯してもらうもの	お昼寝用の布団 シーツ（バスタオル代用でも可） 掛け物（夏場）バスタオル・タオルケット （冬場）毛布		

# 保育料・主食費・写真代等について

## \* 保育料

- ・月極契約の最大利用日数は月 27 日となります。
- ・月末締め翌月 20 日引き落とし（定休日はその前日）となります。
- ・納付は北都銀行の口座振替でお願い致します。
- ・期日にお引き落とし出来なかった場合、直接保育園事務所にて、現金でお支払をお願いいたします。

## \* 写真代

- ・保育園での生活や遊びの場면을写真にし、ネットで注文購入していただいております。

## \* 主食費

- ・3～5 歳児クラスの主食代は、月額 1,000 円です。（従業員枠）

## \* 絵本代

- ・きらら保育園では、子どもたちに絵本に親しんでもらいたいと、毎月おすすめの絵本のサンプルをホールに展示しております。注文書をお渡ししておりますので、ご希望の場合は記入した注文書を保育士にお渡しください。

☆ 写真代・教材費・延長保育料・夕食代は、月の保育料と一緒にご請求させていただきます。

# 手続き・届け出等について

- ・妊娠、出産、育休取得、住所・勤務状況・家庭状況に変更があった場合は、届け出が必要です。（用紙は保育園にもあります）

## 登園日数について

当園日数の上限は27日となります。お子さまの情緒安定・体調管理の為に、1週間に1度はお休みをして一緒に過ごすようにして下さい。

## 発熱時の登園とお迎えについて

朝、37度以上あるときは、登園前に全身状態をよく見た上で判断してください。登園後、37.5度以上ある場合は、保育園生活が子どもさんにとって負担と考えるので、機嫌、食欲等をみた上で連絡させていただきます。38度以上の発熱時には、お迎えをお願いしますので、必ず連絡がとれるようにしておいてください。

★発熱していない場合でも、全身状態が悪く、保育に無理があるとした場合は、電話連絡いたしますのでご了承ください。

## 感染症を予防するために

感染症は、一人の発生により園全体に広まるため、できるだけ予防をしていきたいと思っておりますのでご協力ください。感染症流行時はそのことをお伝えするように努力いたしますが、疑わしい症状が出た場合は、必ず小児科を受診してから登園してください。

## 予防接種を計画的に行いましょう。

ワクチンは、病気に対する強力な武器です。ワクチンにより天然痘、ポリオはほとんど姿を消しましたが、社会的にも、個人的にも予防接種の果たす役割は大きいといえます。特に妊娠中に風疹にかかると、生まれてくる子どもに影響がでます。また、集団生活の中では、月齢の小さい子どもに感染すると、重症に落ちいりやすい問題を抱えています。

予防接種は、保護者様が安心して働き続けられるために、また、子どもの育ちを守るために必要です。日頃から、子どもの体調をよく知っている小児科医と相談しながら、計画的におこなってください。

☆ワクチン接種当日はご自宅でお休みして頂いております。

接種後は、必ず保育士に連絡してください。副作用の有無を観察します。

## 定期健康診断は全員受けましょう。

- ・年2回健康診断を実施します。
- ・健診の結果、異常が見られた場合は、早めに検査及び、治療を受けてください。
- ・途中入園のお子様は、入園前に健診を受けてください。



## 緊急時の対応について

- (1) 保育中に容体の変化等があったとき、当園は以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。保育中に容体の変化等があった場合は、保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、必要な措置を講じます。

### ア 内科

医療機関の名称	えのきこどもクリニック
医 院 長 名	榎 正行
所 在 地	秋田市八橋田五郎 2 丁目 13-18
電 話 番 号	018-866-0505

### イ 歯科医

医療機関の名称	石田歯科医院
医 院 長 名	石田 達郎
所 在 地	秋田市南通亀の町 5-7
電 話 番 号	018-832-5482

- (2) 災害時の対応

### ア 避難場所

当園における災害時の避難場所は次のとおりです。

第 1 避難場所		第 2 避難場所	
名称	保戸野小学校グラウンド	名称	旭北小学校グラウンド
園からの距離	600 メートル	園からの距離	800 メートル
所要時間	10 分	所要時間	12 分

- イ 引き渡しについて 災害等の発生後の子どもの引き渡しは、原則として当園で行うものとします。ただし、災害の状況に応じて現地で引き渡す場合があります。なお、交通機関等に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合は、やむを得ず子どもを宿泊させることがあります。

- (3) 保護者と連絡がとれないとき

緊急時であって保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。



## 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解決責任者 園長 武田 美香 副園長 鈴木 多賀子</li> <li>・受付担当者 主任 小山 智江 副主任 前崎 美由起</li> <li>・ご利用時間 開所時間内</li> <li>・電話番号 018-895-7267</li> <li>・FAX 018-895-7268</li> </ul> <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>			
第 三 者 委 員	越智 チェ	旭北地区民生委員	010-0967 秋田市高陽幸町 2-13	863-7537
	木元 眞	前市民憲章会長	010-0966 秋田市高陽青柳町 15-40	823-3779
	長谷川 淳司	旭北地区町内会連合会	010-0921 秋田市大町一丁目 4-12	862-2097
	那波 紘一	旭北地区社会福祉協議会	010-0921 秋田市大町三丁目 2-15	862-2311
	長谷川 肇	旭北地区体育協会	010-0921 秋田市大町三丁目 5-21	823-4022
	木山 百合子	利用者家族代表	010-0966 秋田市高陽青柳町 1-33	863-7227
	中嶋 裕一	民生委員	010-0921 秋田市大町二丁目	866-0818

## 非常災害対策

当園は、非常災害に備え、次の取組を行います。

防災設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機 有</li> <li>・ガス漏れ報知機 有</li> <li>・非常用電気 有</li> <li>・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有</li> <li>・震災に備えての備蓄 各部屋に非常用持ち出しリュック（最低限必要と考えられる避難用品一式）、その他～ビスケット 100食、飲料水 500ml 72本、携帯ラジオ等、毛布、粉ミルク、紙オムツ、など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誘導灯 有</li> <li>・非常警報装置 有</li> <li>・スプリンクラー 有</li> </ul>
避難・消火訓練	<p>条例の規定に基づき、毎月、避難訓練・消火訓練を実施します。また、年に一度、消防署と連携した訓練を行います。</p>	

## 虐待の防止

当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

## 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

個人情報は、当園が定める個人情報取扱規程に基づき取扱います。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがあります。

### (1) 個人情報の提供

- ア 保育所児童保育要録を送付するとき小学校就学の際には、子どもの育ちを支えるための資料（保育所児童保育要録）を法令に基づき入学予定の小学校へ送付することとされており、保育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行います。
- イ 緊急を要するとき 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。
- ウ 保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき、保育の提供するにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき支給認定を行った市町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。

### (2) 個人情報の使用

- ア お住まいの市町村が認定した世帯所得に基づく保育料の金額の情報は、時間外保育料の徴収など必要な範囲に限り使用します。
- イ 提出された資料の子ども及び世帯の情報は、保育の提供に必要な範囲に限り使用します。

## 当園におけるその他の留意事項

欠席する場合又は登園時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、午前9時00分までにご連絡ください。
投薬について	<p>やむおえない場合には、投薬を行います。投薬に際しての決まりは、以下の通りです。</p> <p>①登園時に依頼書を記入し、保育士に口頭で伝えて下さい。</p> <p>②市販薬の投薬はしていません。</p> <p>③病院で処方されていたとしても解熱だけが目的の座薬や頓服の投与はしていません。 (痙攣を起こす可能性のあるお子様については、ご相談下さい。)</p> <p>④薬は1回分のみのお預かりです。飲み薬についても1回分のみを容器に入れてお持ち下さい。</p> <p>⑤塗り薬については、置き薬として園での預かりが可能です。</p>
乳幼児突然死症候群(SIDS)について	健康面に異常のない赤ちゃんが、寝ている間に原因不明で命を亡くす病気です。厚生労働省の調べでも原因は、まだ不明との見解ですが、睡眠中の確認を定時に行い、保護者の皆様と一緒に対応を心がけます。
喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動・政治活動、営利活動	利用者の思想信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
不正受給について	<p>次に掲げる事項に該当しているにも関わらず、支給認定を行った市町村へ届出ずに、当園から不正に保育の提供を受けたことが判明したときは、当該市町村に対し報告を行います。</p> <p>(1) 保護者の一方又はいずれもが保育の必要性の事由に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 就労状況等の変化により保育必要量の区分を短時間保育への変更認定が必要であるとき。</p> <p>(3) その他世帯の状況の変化により支給認定の変更認定が必要であるとき。</p>

# 出席停止期間の基準

	疾患名	潜伏期間	感染可能期間	主要症状	出席停止期間の基準	登園許可書	備考
第1種	エボラ出血熱、クリミアコンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルスによるものに限る)、鳥インフルエンザ(H5N1に限る)				感染源となりうる間は原則入院、治療するまでは出席停止	要	
	インフルエンザ	1~2日	発症後約3日は感染力が強い	発熱、全身倦怠、関節痛、筋肉痛、咽頭痛、咳、鼻汁	発症後(症状が出て)5日、かつ解熱後3日を経過するまで	要	
第2種	百日咳	6~15日	発症後約3週間(治療で短縮)	最初風邪のような咳、その後発作性の咳込みを反復	特有の咳が消失するまで、または5日間の抗菌剤による治療終了まで	要	
	麻疹(はしか)	10~12日	症状(発熱、咳)が出現する1日前から発症出現後4~5日	最初2~3日かぜ症状、発熱。その後さらに高熱、発疹が広がる	解熱後3日を経過するまで	要	(医師により保健所への届出が必要)
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	2~3週間	発症数日前~症状消退まで	耳下腺、顎下腺、舌下腺腫脹、発熱	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が出て5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	要	
	風疹(三日はしか)	2~3週間	発症出現数日前~後5~7日	発熱と同時に発疹、リンパ節腫脹	発疹が消失するまで	要	(医師により保健所への届出が必要)
	水痘(水ぼうそう)	11~20日(多くは14~16日)	水疱出現前1日~後6日	腹部、背中から全身に広がる丘疹が水疱、痂皮へと変化する	すべての発疹が痂皮化するまで	要	
	咽頭結膜熱(プール熱)(アデノウイルス感染症)	5~7日	発症数日前~後約5日	発熱、咽頭痛、眼球充血、眼脂	主要症状が消退した後2日を経過するまで	要	
	結核	1ヵ月~数年		咳、発熱、全身倦怠	感染のおそれなくなるまで	要	(医師により保健所への届出が必要)
	髄膜炎菌性髄膜炎	2~4日		高熱、吐き気、項部硬直(首が硬い)、精神症状	感染のおそれなくなるまで	要	(医師により保健所への届出が必要)
	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス				医師が感染のおそれがないと認めるまで	要	
	腸管出血性大腸菌感染症	2~14日	多くは数日内	水様性下痢、血便、腹痛、発熱	主な症状が消失し医師が登園可能と認めるまで	要	(ベロ毒素陽性者は医師により保健所への届出が必要)
第3種	流行性角結膜炎	1~2週間	発症後約2週間	眼球充血、眼輪腫脹、眼脂	医師が感染のおそれがないと認めるまで	要	
	急性出血性結膜炎	1~2日	発症後約1週間	流涙、眼球充血、眼輪腫脹	医師が感染のおそれがないと認めるまで	要	
	溶連菌感染症	2~4日	咽頭に溶連菌が存在する間	発熱、咽頭痛、莓舌、全身の発疹	抗生物質治療開始後24時間を経て全身状態がよければ登園可能。長くても初診日と翌日を出席停止にすればよい	要	
	ウイルス性肝炎(A・B・C型)	A型2~6週 BC型1~6ヵ月	A型 発症後1~2ヵ月 B・C型 不定(キャリア化あり)	発熱、全身倦怠感、悪心、嘔吐、右季肋部痛、黄疸	A型肝炎は肝機能が正常化すれば登園可能。B、C型肝炎は無症状病原体保有者(キャリア)は登園可能	要	
	感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)	1~数日	原因ウイルス、細菌による	嘔吐、下痢、腹痛、発熱	主な症状が消失し、全身状態のよい者は登園可能	要	
	ヘルパンギーナ	2~4日	発症前日~数日が感染力が強い(ウイルス排泄は2~4週間)	発熱、咽頭痛、咽頭に水疱	主な症状が消失し、全身状態のよい者は登園可能	要	
	マイコプラズマ感染症	2~3週間	2週間前後	咽頭で長期にわたる咳、発熱	症状が改善し、全身状態のよい者は登園可能	不要	許可書は不要だが、医師の診察を受け許可を得ること
	伝染性紅斑(りんご病)	10~20日	感染後1週間~10日(紅斑出現時にはほとんど感染しない)	かぜ症状の約1週間後、両頬の紅斑。四肢、体幹にも広がることあり	紅斑出現時は元気がよければ登園可能	不要	許可書は不要だが、医師の診察を受け許可を得ること
	手足口病	3~5日	急性期(ウイルス排泄は2~4週間)	手足口に丘疹、水疱、口内疹、口内痛	食事ができて元気がよければ登園可能	要	
	頭しらみ		成虫がいるとき	頭髪に虫卵が付着、頭のかゆみ	駆除に努めながら登園可能	要	医師の診察を受け、1回は駆除を受けること
	水いぼ(伝染性軟属腫)	2週間~6ヵ月		粟粒大から小豆大の小さいいぼ	合併症がなければ登園可能	不要	化膿したりかゆみ強いときは治療を受けること
	伝染性膿痂疹(とびひ)	2~10日	水疱、びらん面がある間	皮膚に水疱ができ、破れてびらん面をつくる	感染のおそれがないと認めるまで(確実にガーゼで覆い接触感染を防ぐこと)	要	広範囲の時は登園不可
	突発性発疹症			発熱が2~4日続き、解熱後に発疹	解熱後元気があれば登園可能	不要	

\* いずれの疾患も、出席停止解除は医師の判断が必要。

## インフルエンザの出席期間の考え方

発熱期間	第0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
2日間										
3日間										
4日間										
5日間										
6日間										

## 保育園での園児どうしのひっかき、かみつき等について

かみつきやひっかきの原因として、1～2歳くらいになって、周りのお友だちと触れ合うことが増えてくると、周囲とのトラブルが増えてきます。子どもは1歳半を過ぎた頃から明確な自我が芽生えてくると言われています。「自分が・・・」や「自分のおもちゃ・・・」という自己主張が出てくる時期なのですが、言葉にはまだまだ、未熟な時期、言葉の代わりにからだで表現しているのが、かみつきやひっかきであると考えられます。

少しずつ、言葉が増えて、上手にコミュにケーションがとることができるようになると、自然になくなっていくと言われております。

保育園としても、かんだり、ひっかいたりするのはいけないこと、かまれた子は痛い思いをしているのだから謝らなければならないこと等、をきちんと教えています。例えば、おもちゃの取り合いでかみついてしまったのであれば、おもちゃが欲しい時には「欲しい」とか「貸して」と言うのよ、おもちゃをとられたくなかったら「とらないで」と言ってごらん、と言うように対応しております。これは、一度教えて次からすぐできるものではないので、何度も繰り返し教えてながら見守っています。

しかしながら、保育士が少し目を離れた時を見計らうように、子どもたちはひっかきやかみつきを行います。また、時には、理由もなく目の前にある手をかみついたりすることもあります。

もし、これを完全に防ごうとしますと、お友だちとの交流を抑えたり、自由に動き回りたい子どもを制限したりしなければなりません。子どもは、元気に走り回って、ぶつかる、ぶつかる痛いという実体験を通して成長します。このような体験が少ない子どもが大きくなっていく方がむしろ、恐いとさえ言われています。

保護者の皆さまには、子どもの成長の過程で軽傷の「けが」はつきもの、けがから自分やお友だちに対する痛みを学んでいくという認識を共有していただければと思っております。保育園としましてはこれまで通り、以下のことに気を付けていきたいと思っております。

- ① なぜ、かみついたり、ひっかくのか、その原因について、子どもの目線に立って、できるだけ未然に防げるようにします。
- ② 重症は絶対に防ぎます。
- ③ 保育士が「けが」に気付き、お引渡しの際に保護者の皆さんに報告します。  
また、衣服により隠れて確認できないこともあるかも知れませんが、努力します。